

住民基本台帳カードをお持ちの方の郵送での転出届について

住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入届を行う際に転出証明書の添付が不要となります。転出証明書の代わりに、住民基本台帳カードの提示が必要になります。

通常、郵送で転出届が到達した翌開庁日までには転出届の手続きが完了します。手続きが終わりましたら、「届出の処理が完了したことを通知する文書」及び「転出する方へのご案内」を送付します。

転出届について確認事項がある場合は、ご連絡をしますので、必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

※住基カードによる転出届の手続きが出来ない場合（必ず確認をしてください）

- 1.本人または同時に異動する世帯員が住民基本台帳カードを持っていない。
- 2.転出をした日から14日以上経過している。
- 3.転入届の際に住民基本台帳カードが提示できない

※上記の場合に該当したときは、転入届を行う際に転出証明書の添付が必要になります。

転出証明書の郵送請求依頼については、「郵送による転出届出」をご覧ください。

届出に必要なもの

- 住民基本台帳カードによる転出届（下記の様式をお使いください）
- 本人確認書類のコピー（運転免許証・健康保険証・住基カードなど）

上記の2点を同封の上、下記の送付先までお送りください。

転出届送付先および問い合わせ先

〒321-3493

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280番地

市貝町役場 町民くらし課 戸籍住民係

TEL 0285-68-1114

※転入届をする際は下記の点に注意してください。

- ・住民基本台帳カードが必要です。
- ・転出届をした転出予定日から30日以内、転入をした日から14日以内に転入届をしてください。

住基カードによる転出届（郵送用）

平成25年〇〇月××日

市貝町長 宛

請求者	住所	栃木県〇〇市△△町□□丁目×丁目〇番△号 〇〇アパート ××号		
	氏名	市貝 太郎	引っ越しした方との関係 本人	
	昼間連絡のつく電話番号	090 - 〇〇〇〇 - ××××		
転出日（引っ越しした日）		平成 25 年 〇〇 月 △△ 日		
新住所	栃木県〇〇市△△町□□丁目×丁目〇番△号 〇〇アパート ××号		世帯主名 市貝 太郎	
旧住所	栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280番地		世帯主名 市貝 太郎	
本籍	〇〇県△△市××町〇〇番		筆頭者氏名 市貝 太郎	
転出者（引っ越しした方）	氏名	生年月日	性別	続柄
	ふりがな いちかい たろう 市貝 太郎	明・大・昭・平 〇〇・△△・××	男 女	世帯主
	ふりがな いちかい はなこ 市貝 花子	明・大・昭・平 〇〇・△△・××	男 女	妻
	ふりがな いちかい じろう 市貝 次郎	明・大・昭・平 〇〇・△△・××	男 女	子
	ふりがな	明・大・昭・平 ・	男 女	
	ふりがな	明・大・昭・平 ・	男 女	
	ふりがな	明・大・昭・平 ・	男 女	
	ふりがな	明・大・昭・平 ・	男 女	